

# 愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 協会内活動旅費・講師料規程

## (目的)

第1条 この規程は、愛媛県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」という。）の旅費、講師料等（以下「活動経費」という。）の算出に必要な事項を定める。

## (対象)

第2条 本会は次に定める活動を行なう際、旅費・講師料を支給する。

1. 理事会
2. 各部会活動
3. 研修会 協会内講師
4. その他、理事会にて承認されたもの

## (支給方法)

第3条 第2条の各項の活動経費の支給方法を定める

1. 第2条1、2項の活動経費は理事会・各部会が旅費計算書（会議録添付）を事務局へ提出後、事務局が算定支給する。
2. 第2条3項の活動経費は派遣されたものに、事務局が算出支給する。
3. 第2条4項の活動経費は理事会の承認が得られた場合、事務局が算出支給する。

## (旅費)

第4条 旅費の支給対象となる場合、及びその支給金額の策定方法について定める。

1. 公共交通機関を利用して出張した場合はその旅費のうち¥50,000円を上限として支給する。（第2条4項に該当するものに限る）。
2. 部会活動にて自家用車を利用して活動した場合、下記に定める方法にて金額を算定する。

1) 自宅から目的地まで距離に対し1km辺り30円を往復分支給する。

## (講師料)

第5条 本会会員が講師を勤めた時、及び外部講師を招いた時の講師料を定める。

1. 会員が愛媛県医療ソーシャルワーカー協会、各部会主催のイベントに講師として参加する場合講師料を支給する。

1) 30分 ……2,500円

2) 1時間あたり支給額 ……5,000円

ただし、認定医療ソーシャルワーカー、認定社会福祉士の資格を有する者が講師をする際は30分4,000円、1時間あたり8,000円を支給するものとする。

2. 外部の講師を招く時は、講師料を支給する。

1) 30分 ……5,000円

2) 1時間あたり支給額 ……10,000円

3) 交通費は実費とし、講師料に加算する。

3. 上記内容は一応の目安とし、活動の種類、特性を検討して理事会、担当部会にて決定する。

付則 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 31 年 4 月 1 日第 4 条 1 項改正  
令和 5 年 4 月 22 日第 5 条 1 項改正